

住基ネットQ & A

- Q 1 住基ネット第1次稼働後の運用状況はどうなっているか。
- Q 2 第1次稼働後、行政機関の住基ネットの利用による住民サービスの向上の状況はどうなっているか。また、今後の予定はどのようになっているか。
- Q 3 住基ネットの個人情報保護措置はどのようになっているか。
- Q 4 個人情報保護法案が廃案となったが、今後、個人情報保護法案の取扱はどのようになるのか。
- Q 5 住基ネットへの選択制参加は認められるのか。
- Q 6 住基ネット第2次稼働の概要はどのようなものか。
- Q 7 住基カードはどのように利用されるのか。
- Q 8 住基カードのセキュリティはどうなっているか。また、個人情報が一元管理されることはないか。
- Q 9 オンライン化3法の概要はどのようなものか。
- Q 10 公的個人認証サービスの概要はどのようなものか。また、住基ネットとの関わりはどうなっているか。

総務省自治行政局市町村課

Q 1 住基ネット第1次稼働後の運用状況はどうなっているか。

答

- 1 昨年、8月5日から、住民基本台帳ネットワークシステムの第一次稼働が開始されたところ。
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムが稼働して約5月経過したところである。この間、不正アクセス等の報告は受けておらず、また、一部の団体において障害等が発生したとの報告は受けているが、全て復旧しており、現時点において順調に稼働しているものと認識。
- 3 なお、昨年12月26日、福島県岩代町で住民基本台帳情報に係るバックアップ用データが委託事業者の車の中から盗難されるという事件が発生したが、同事件は、既存の住民記録システムに係わるものであり、住民基本台帳ネットワークシステムに係わるものではないもの。また、データそのものは暗号処理がなされ、事件発生4日後に回収されているところから、情報漏えいのおそれはないもの。
同事件の発生を踏まえ、本年1月6日、大臣官房政策統括官名で各都道府県知事宛に「個人情報等重要データの管理の外部委託における安全保護措置の徹底について」、自治行政局市町村課長名で各都道府県総務部長宛に「住民基本台帳における個人情報の保護対策について」の通知文書をそれぞれ発出し、外部委託における安全確保措置の徹底を要請したところ。

Q2 第1次稼働後、行政機関の住基ネットの利用による住民サービスの向上の状況はどうなっているか。また、今後の予定はどのようになっているか。

答

1 平成11年の改正住民基本台帳法の施行により、共済年金の支給や宅建資格の登録、建設業の許可等93事務において、住基ネットの本人確認情報を利用することができるところ。

現在、国の機関等において住基ネットを利用している事務は、

- ・地方公務員共済年金受給者の現況確認に関する事務
- ・戦没者遺族等援護年金受給者の現況確認に関する事務

等があり、平成15年4月から、

- ・恩給受給者の現況確認に関する事務
- ・国家公務員共済年金受給者の現況確認に関する事務
- ・私学教員共済年金受給者の現況確認に関する事務
- ・建設業法の技術検定の実施に関する事務
- ・建設業法の監理技術者資格者証の交付に関する事務

等についても、住基ネットの利用を開始する予定であり、年金受給者の現況届等（年に1回の生存確認の届出）の負担軽減や申請等の住民票の写しの添付省略が可能となるところ。

また、都道府県の事務については、

- ・宅建資格の登録に関する事務
- ・一般旅券の記載事項の訂正に関する事務
- ・建設業の許可に関する事務

等において、都道府県によっては住基ネットの利用によりこれらの申請等の住民票の写しの添付省略が可能であるところ。

2 平成14年12月に成立した行政手続オンライン化整備法により、国民年金・厚生年金の支給、一般旅券の発給、不動産登記、自動車登録等の171事務を、住基ネットの本人確認情報を利用することができる事務として追加されたところ。

同法の施行（平成15年2月予定）により、平成15年4月から、一般旅券の新規発給に関する事務等について住基ネットの利用が開始される予定。

3 その他の事務については、総務省と各省庁において、早期の利用開始とセキュリティの確保について協議を進めているところ。

Q 3 住基ネットの個人情報保護措置はどのようになっているか。

答

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムについては、法制度面、技術面、運用面いずれの面においても、十分な個人情報保護措置を講じているところ。
- 2 具体的には、法制度面においては、行政機関は住基ネット情報の目的外利用、行政機関相互間での住民票コードの利用や名寄せを一切禁止。また、関係職員や委託事業者に守秘義務を課し、通常より重い罰則を課しているところ。
技術面では、システム全体で統一ソフトウェアを導入し、次のように、関係機関全てが均質にセキュリティ対策を実施できる体制を整備。
 - ① 内部の不正利用防止のため、ICカードや暗証番号による操作者の厳重な確認、保存データへの接続制限、データ通信・操作者の履歴管理を実施
 - ② 外部からの侵入防止のため、専用回線の使用、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信の暗号化、ファイアウォールの設置を実施また、運用面でも、万一の場合の緊急時対応計画を地方公共団体と指定情報処理機関において作成する他、職員向けの研修会を全国的に実施。
- 3 上記の個人情報保護措置に加え、住基ネット第1次稼働に当たって、次のような措置を講じたところ。
 - ① 住基ネットの稼働に当たり、セキュリティ面での緊急対応が必要な場合に、指定情報処理機関、都道府県及び市区町村と連携を図りながら、迅速かつ的確に対応するため、「総務省住民基本台帳ネットワークシステム緊急対策本部」を、稼働前に設置したところ。
 - ② また、住基ネットの運営、個人情報保護措置、セキュリティ対策、地方公共団体などのあり方について幅広く調査審議を行い、総務大臣に意見を述べるため、学識経験者などの専門家や地方公共団体の代表者からなる「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」を稼働後の8月30日に設置し、2月に1回の割合で委員会を開催してきているところ。
 - ③ さらに、本年1～3月にかけて全地方公共団体を対象とした「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティチェックリスト」による点検と100団体程度を対象とした外部の監査法人等によるシステム運営監査をあわせて実施することとしているところ。

Q 4 個人情報保護法案が廃案となったが、今後、個人情報保護法案の取扱はどのようになるのか。

答

- 1 個人情報保護関連五法案については、先の臨時国会において廃案とされたところであるが、昨年12月6日に与党三党が、「与党三党としては、今般、政府原案に対する修正方針をとりまとめ、政府に提示し、法案の次期通常国会への再提出を求めることとし」、「与党三党としては、次期通常国会において、個人情報保護関連五法案を早急に成立させるべく、不退転の決意で臨むこととする」旨発表(別紙参照)。
- 2 住民基本台帳それ自体は、十分な個人情報保護措置が講じられているところであるが、政府としても、与党三党の修正要綱を踏まえ、早期に個人情報保護関連五法案を次期通常国会に提出し、引き続き個人情報保護法案の早期成立に向けて、全力を挙げて努力してまいり所存。

個人情報保護五法案の取扱いについて

1. 与党三党は、個人情報保護法制はIT時代において、国民生活の保護のために不可欠な基盤法制との認識にたち、その早期成立に向けて努力してきた。
2. 本法案は、本来、メディア規制を内容とするものではなく、その意図も全くないところであり、各方面の理解を求めてきたところであるが、残念ながら、現在に至るまで不安・懸念が払拭されていない状況にある。
3. また、野党に対しては、法案の早期成立を図るべく、修正協議を求め、努力を尽くしてきたところであるが、野党からは実質的な回答を得られなかった。このため、与党三党としては、今般、政府原案に対する修正方針をとりまとめ、政府に提示し、法案の次期通常国会への再提出を求めることとした。
4. 具体的には、個人情報保護法案については、表現の自由と個人情報の保護の両立をはかるという政府原案の趣旨を一層明確にするための所要の修正を求めることとした。メディア等におかれては、従来から個人情報保護のために努力されていることと思うが、今後とも自主的・自律的に個人情報保護措置について万全を期していただくようお願いしたい。

行政機関の個人情報保護法案についても、行政機関におけるIT化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するための所要の修正を求めることとした。
5. 与党三党としては、次期通常国会において、個人情報保護関連五法案を早急に成立させるべく、不退転の決意で臨むこととする。

与党三党修正要綱

(個人情報保護に関する法律案関係)

- 一 第四条から第八条までの基本原則を削除する。
- 二 第四十条において、報道機関等への情報提供者に対し、主務大臣は関与しないことを明記する。
- 三 第五十五条において、報道の定義を明記する。
- 四 第五十五条において、第五章の適用除外となる報道機関に個人を含むことを明記する。
- 五 第五十五条において、著述を業として行う者を第五章の適用除外とすることを明記する。

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律案関係)

- 一 行政機関の職員等に対して次の処罰規定を設ける。
 - ・ 自己の利益を図る目的で職権を濫用した個人の秘密の収集
 - ・ 個人情報の盗用又は不正目的での提供
 - ・ コンピュータ処理されている個人データの漏えい

Q5 住基ネットへの選択制参加は認められるのか。

答

- 1 昨年8月5日から稼働した住民基本台帳ネットワークシステムは、市区町村の住民基本台帳をネットワーク化し、住民サービスの向上と国・地方を通じた行政の効率化を図るとともに、電子政府・電子自治体の基盤となるもの。
- 2 市区町村長が作成する住民基本台帳は、居住関係を公証する制度として、また、各種行政の基礎となる制度として、住民の意向にかかわらず、全ての住民を記載することとしており、その上に構築される住民基本台帳ネットワークシステムも、全ての住民の本人確認情報が記録されていることが前提となっているところ。
- 3 仮に「住民選択制」をとれば、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認ができる者とできない者が混在することとなり、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステムの機能に重大な支障を及ぼすところ。また、そのことにより、行政機関に対する本人確認情報の提供等において、効率的な行政執行が著しく損なわれ、住民にとっても、そのメリットを享受することができなくなるもの。
- 4 また、住民基本台帳ネットワークシステムで保有する情報は、住民票に記載された情報のうち、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）と住民票コード及びこれらの変更情報であって、行政執行上必要最小限の個人情報に限っているところ。したがって、全ての住民の本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムに記録したとしても、個人のプライバシーを侵害するものとはならないもの。
したがって、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住民選択制は認められないもの。

Q6 住基ネット第2次稼働の概要はどのようなものか。

答

住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働については、本年8月を予定しているところであるが、全国の市区町村を結んだネットワークシステムを利用することにより、さらなる住民サービスの向上と住民基本台帳事務の効率化が図られる予定であり、その具体的な内容は、以下のとおり。

(1) 住民票の写しの広域交付

現在、住民票の写しの交付は、今住んでいる市区町村や限られた市区町村間のみで受けることが可能。

第2次施行後は、本人や世帯の住民票の写しの交付が住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国どこの市区町村からでも可能となるもの。

(2) 転入転出の特例処理（引っ越しの場合の手続の簡略化）

他の市区町村へ引っ越し場合には、現在、住んでいる市区町村へ転出届を行い転出証明書の交付を受けた後、転入市区町村で転入届を行う必要がある。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、一定の事項を記入した転出届を郵送で行う必要はあるが、転出市区町村で転出証明書の交付を受ける必要がなく、転入市区町村で必要な住民票情報は、ネットワークを通じて転送されることとなり、住民サービスの向上と住民基本台帳事務の効率化が図られるもの。

(3) 住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳カードは、高度のセキュリティ機能を備えたICカードを用いることとしており、住民の希望により市区町村長から交付されるが、同カードは、住民基本台帳ネットワークシステム上の利用のほか、市区町村において、条例の規定する目的に利用することができるもの。

Q7 住基カードはどのように利用されるのか。

答

住民基本台帳カードについては、本年8月を予定している住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働に伴い、住民の希望に基づき、市区町村長が交付するものであるが、具体的な利用方法については、以下のとおり。

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムでの利用

- 転入転出の特例処理の手續に利用
住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、転出時に転出証明書の交付を受ける必要がなくなり、転入届のみの手續に簡略化
- 住民票の写しの広域交付、行政機関への申請時の本人確認に利用
住民票の写しの広域交付の際の本人確認に利用可能であり、また、パスポート申請時など法別表に規定された利用事務の本人確認に利用可能。

(2) 公的個人認証サービスにおける秘密鍵の格納媒体に利用

公的個人認証サービスで使用する秘密鍵や電子証明書の格納媒体としてICカードを利用することとされており、その有力な格納媒体として住民基本台帳カードが期待されているところ。

(3) 市区町村が提供する独自サービスに利用

市区町村は、住民基本台帳カードで利用するICカードのメモリの空き領域を利用し、条例に利用目的を明記することにより様々なサービス提供が可能となっており、住民は、希望するサービスを選択。

独自サービスとしては、以下のようなものが考えられるが、このうち、①～⑥については、財団法人地方自治情報センターが、全国の市区町村で利用可能な標準的なシステムを開発しており、希望する市区町村には、そのソフトウェアについて無償で提供することとしているところ。

- ① 証明書自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の証明書の交付を受けるサービス
- ② 申請書を自動的に作成するサービス
- ③ 検診、健康診断又は健康相談の申込み、結果の照会等を行うサービス
- ④ 事故、急病等救急医療を受ける場合、あらかじめ登録した本人情報を医療機関等に提供するサービス
- ⑤ 災害時等において、避難者情報の登録、避難場所の検索等を行うサービス
- ⑥ 公共施設の空き照会、予約等を行うサービス

- ⑦図書館の利用、図書の貸し出し等を行うサービス
- ⑧健康保険、老人保健等の資格確認を行うサービス
- ⑨介護保険の資格確認、給付管理等を行うサービス
- ⑩高齢者等の緊急通報を行うサービス
- ⑪病院の診察券等として利用するサービス
- ⑫商店街での利用に応じポイント情報を保存し、これを活用するサービス
- ⑬公共交通機関の利用に係るサービス
- ⑭地域通貨、電子福祉チケット等に係るサービス
- ⑮公共料金等の決済に係るサービス

(4) 市区町村発行の身分証明書として利用

住民基本台帳カードについては、表面記載上、「写真あり」と「写真なし」の2種類を予定しており、「写真あり」については、市町村長発行の身分証明書としての利用も可能。

Q 8 住基カードのセキュリティはどうなっているか。また、個人情報が一元管理されることはないのか。

答

1 住民基本台帳カードについては、

- ① 市区町村が発行し、管理するカードであること
- ② 住民の申請により、市区町村が交付するものであり、携帯が義務づけられるものではないこと
- ③ 市区町村は、住民基本台帳カードのメモリの空き領域を利用して、独自サービスを提供することができるが、その範囲は条例で定める目的に限定されること
- ④ 市区町村の独自サービスを利用するかは、住民自らが選択すること
- ⑤ 住民基本台帳ネットワークシステムでの利用領域、市区町村の独自サービス利用領域は、それぞれ完全に独立しており、住民基本台帳ネットワークシステムから市区町村独自サービスの利用領域へアクセスすることはできず、また、その逆もできない仕組みであること

等により、個人情報が一元管理されることはなく、また、カード内の個人情報が他に漏れることはないもの。

2 また、住民基本台帳カードについては、高度のセキュリティ機能を備えたICカードを利用することとしているが、そのセキュリティの基準について、新たに総務省告示を策定することとしているところ。

具体的なセキュリティ対策としては、

- ① 利用者によるパスワード照合
- ② カードとシステム間で相互認証を実施
- ③ カード内情報を保護するためのアクセス権限の制御機能の実装
- ④ サービス個々の独立性を確保するためのアプリケーションファイアウォールの実装
- ⑤ ICチップに対する物理的・論理的攻撃に対する防御対策の実装（耐タンパー性）

などの措置を講じることとしているところ。

また、市区町村がカードを調達する場合には、ISO15408に基づく評価・認証製品を採用することも求めることとしているところ。

Q 9 オンライン化3法の概要はどのようなものか。

答

1 行政手続オンライン化関係3法については、電子政府・電子自治体の実現を図る観点から、行政機関への申請・届出手続等のほぼ全て(約52,000手続)を平成15年度までにオンライン化を可能とするためのものであり、平成14年12月6日先の臨時国会において成立、同年12月13日公布されたところ。

＜オンライン化関係3法＞

- ・「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(「行政手続オンライン化法」)
- ・「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(「整備法」)
- ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(「公的個人認証法」)

2 「行政手続オンライン化法」は、法令に根拠を有する国民等と行政機関との間の申請・届出等の行政手続について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするための法を新たに整備したもの。

なお、手続の性質上、オンライン化になじまないものについては、法別表に列記し、例外的にオンライン化可能規定の適用を除外しており、34法律、222手続がこれに該当(対面、現物を要する手続に限定)。

3 「整備法」は、行政手続オンライン化法の規定のみではオンライン化のための手当てが完全ではないもの、例外を定める必要があるものについて、71の個別法律の改正を束ね、一つの法律としてとりまとめたもの。

なお、この整備法の中で、住民基本台帳法の別表改正を行ったところであるが、これは、行政手続のオンライン化の実現には、住民票の写し等の添付手続の省略・電子化が不可欠であり、このため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報を提供を受ける事務を追加することとしたもの。

4 「公的個人認証法」は、申請・届出等行政手続のオンライン化に資するため、第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行う、高度な個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度を整備するもの。

行政手続のオンライン化

行政手続オンライン化法が施行され、情報システムが整備されると、申請・届出等の手続が、自宅又は会社・家に居ながら、いつでもインターネットでできるようになります。

○ 国民の利便性の向上

○ 行政運営の簡素化・効率化

(例) ○ 事業所における雇用保険被保険者取得・

喪失届出(年間約1,000万件)

※2003年度中にオンライン化実施予定

○ パスポートの交付申請(年間約580万件)

※2003年度中にオンライン化のための条件整備予定

○ 戸籍謄抄本の交付請求(年間約3,600万件)

※2002年度中にオンライン化のための条件整備予定

(例) ○ 申請・届出に際して、住民票の写しの提出も不要になります。

(住民基本台帳ネットワークの利用により行政機関が確認を行います・・・※)

※ 申請・届出に際しての「住民票の写し」の添付省略、年金支給のための現況届の廃止等のために住民基本台帳ネットワークを利用しますが、制度、システム両面で十分な個人情報保護措置を講じています。

各府省のアクション・プランの内容(アクション・プラン 2002)

約52,000手続 の行政手続のオンライン化を実施 (=行政手続オンライン化法の対象)

○ 国民と国や地方公共団体の行政機関との間の申請・届出等の行政手続・・・約21,000手続

⇒ 2003年度までにほとんど全てオンライン化

2002年度に、国手続約6,700手続をオンライン化予定(国手続約13,500手続のうち)

○ 行政機関の間の手続など申請・届出等以外の行政手続・・・約31,000手続

⇒ 原則として2003年度までにオンライン化

Q10 公的個人認証サービスの概要はどのようなものか。また、住基ネットとの関わりはどうなっているか。

答

- 1 公的個人認証サービスとは、市区町村と都道府県が連携して、オンライン申請等に必要高度な個人認証サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するもの。
- 2 公的個人認証サービス制度の概要は以下のとおり。

まず、電子証明書の提供を希望する住民は、市区町村の窓口において、電子署名に使用する鍵ペア（秘密鍵と公開鍵）を自ら作成し、都道府県知事の発行する電子証明書の提供を受ける。

次に、電子証明書の提供を受けた住民は、オンラインでの申請・届出等に際して、申請書等とともに、秘密鍵を用いて作成した電子署名と電子証明書を付して、行政機関等に送信。

オンラインでの申請・届出等を受信した行政機関等（署名検証者）が申請者から送信された電子署名を検証する際に、行政機関等は都道府県知事が作成した失効リストによってその申請・届出に付された電子証明書が有効であることを確認。

このようにして、公的個人認証サービスにより、オンラインでの申請・届出等における申請者の本人確認と通信途上でのデータの改ざん防止ができるもの。
- 3 都道府県知事は、行政機関等からの電子証明書が有効であるかどうかの確認要請に対応するため、あらかじめ、失効している電子証明書のリストである失効リストを、住民基本台帳ネットワークシステムから通知される異動等失効情報を利用する等して作成することとしているところであり、住民基本台帳ネットワークシステムは、公的個人認証サービスにとって不可欠なシステムであるもの。

また、公的個人認証サービスに用いる電子署名のための秘密鍵や電子証明書の格納媒体については、一定の安全基準を満たしたICカードとすることとされているが、住民基本台帳カードは、その有力な格納媒体として期待されているところ。

電子署名を利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ(1)

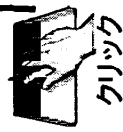
1. 自宅等のパソコンで行政機関等のホームページを開く

〇〇県ホームページ
 〇〇県財政の状況
 〇〇県観光案内
 申請・届出用
 ……



2. 利用しようとする申請・届出等のページを選択し、該当箇所をクリック

〇〇県申請・届出用
 ・パスポート申請
 ……

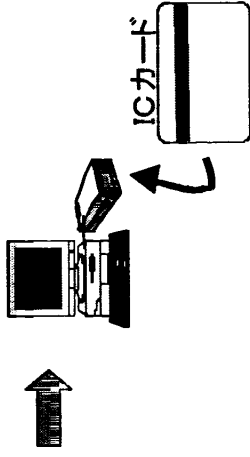


3. 様式に記入

【パスポート申請様式】
 ○ 氏名
 ○ 住所
 ……



4. 利用者の秘密鍵が格納されたICカードをパソコンに接続されたリーダーライターにセットし、秘密鍵を使用するための暗証番号を入力する

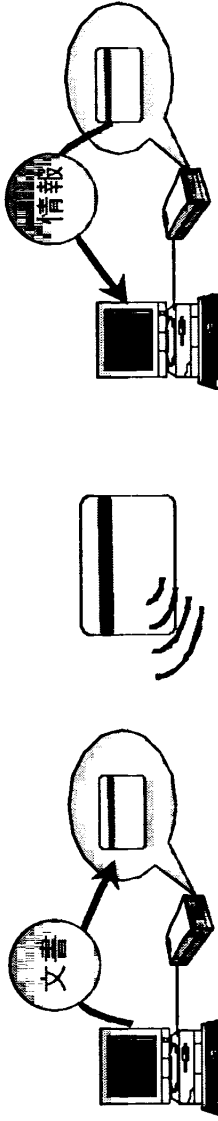


5. 電子署名の該当箇所をクリック

【パスポート申請様式】
 ○ 氏名 総務太郎
 ○ 住所 X X 市 ……
 電子署名



【電子署名の方法】



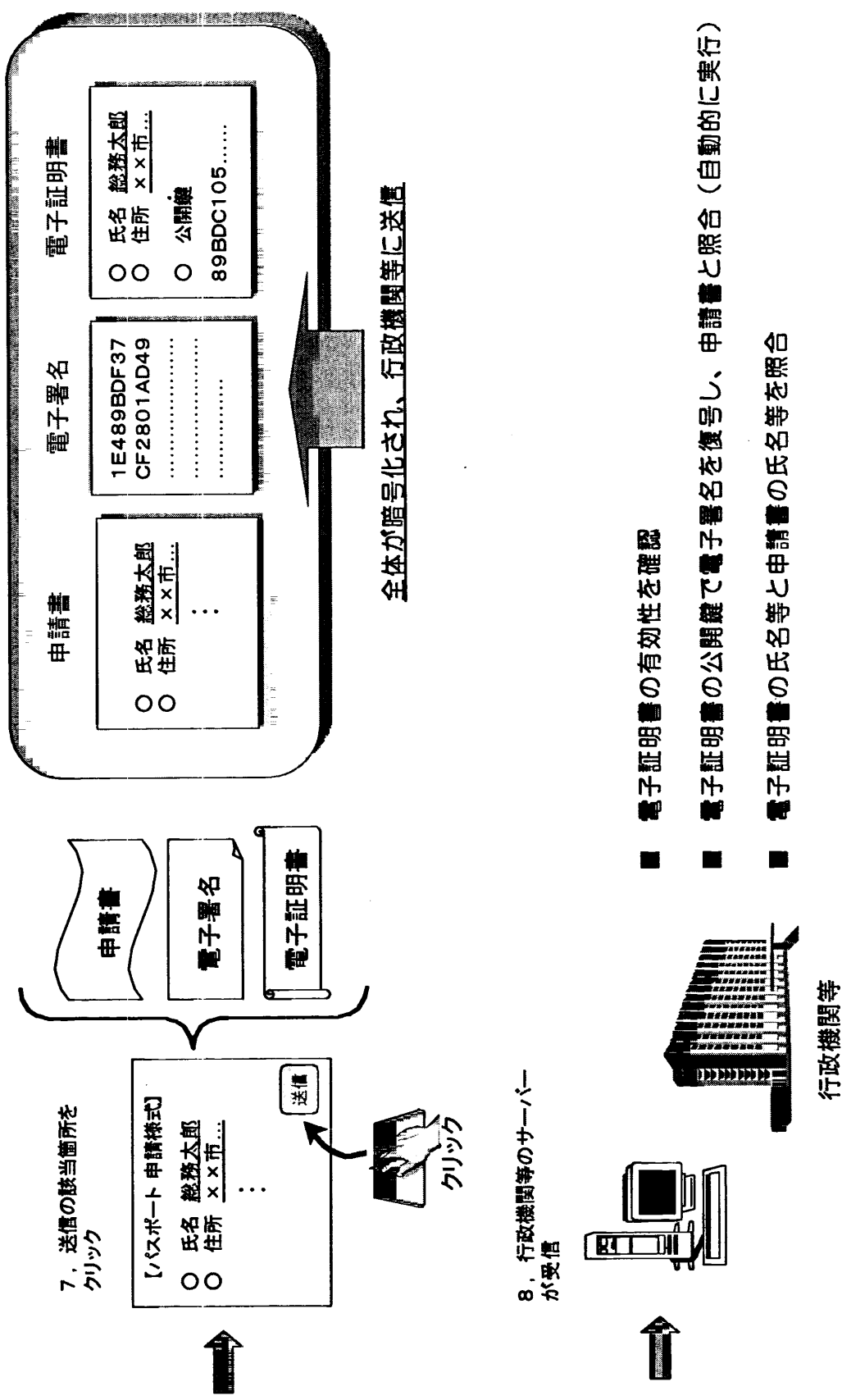
① 電子署名を施すべき文書(デジタル情報)がICカード内に取り込まれる

② ICカード内で電子署名の処理(暗号化)が行われる

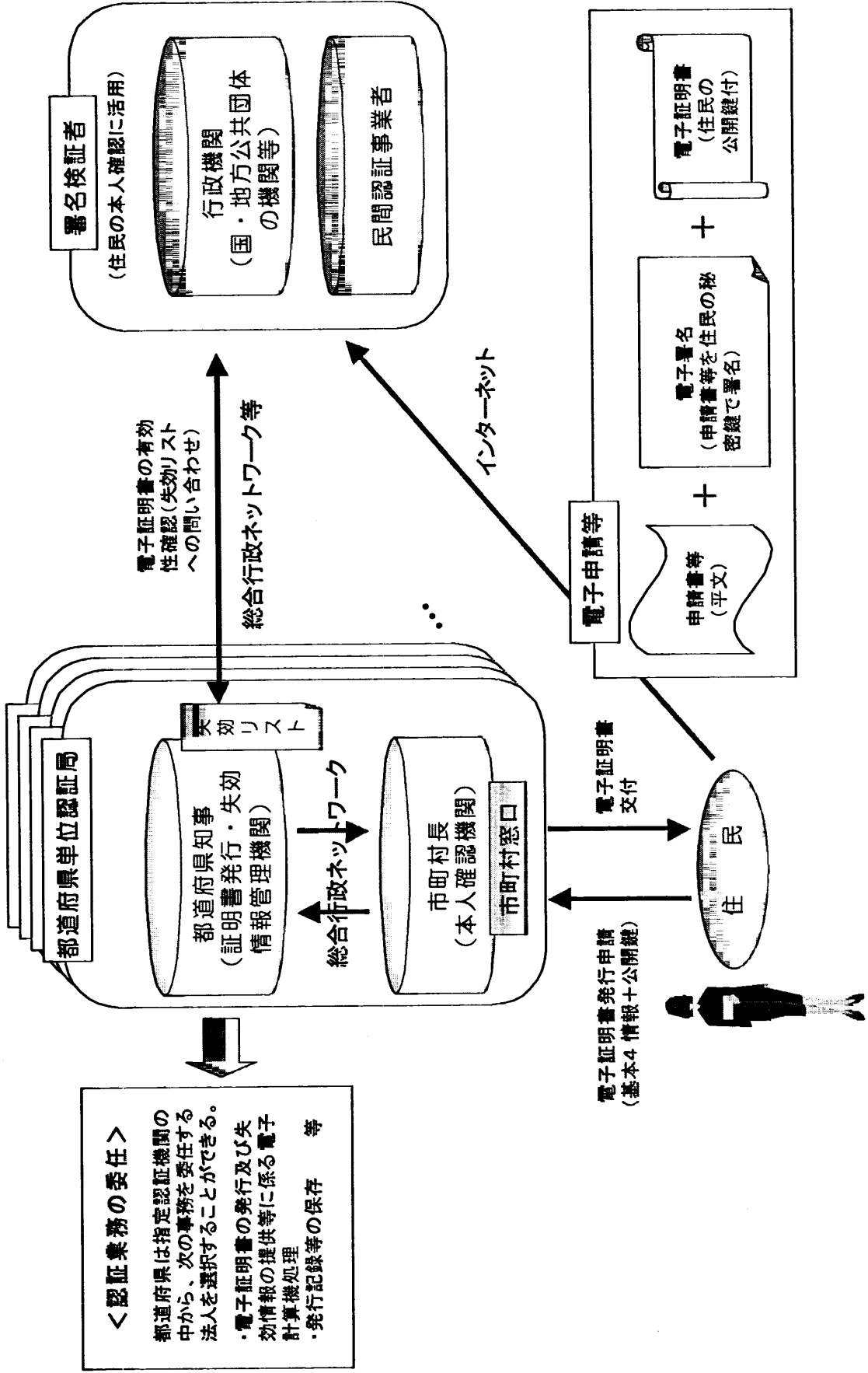
③ 電子署名が付された情報がパソコン内に取り込まれる

電子署名はICカード内で行われ、パソコン内に秘密鍵のデータが移ることはない。

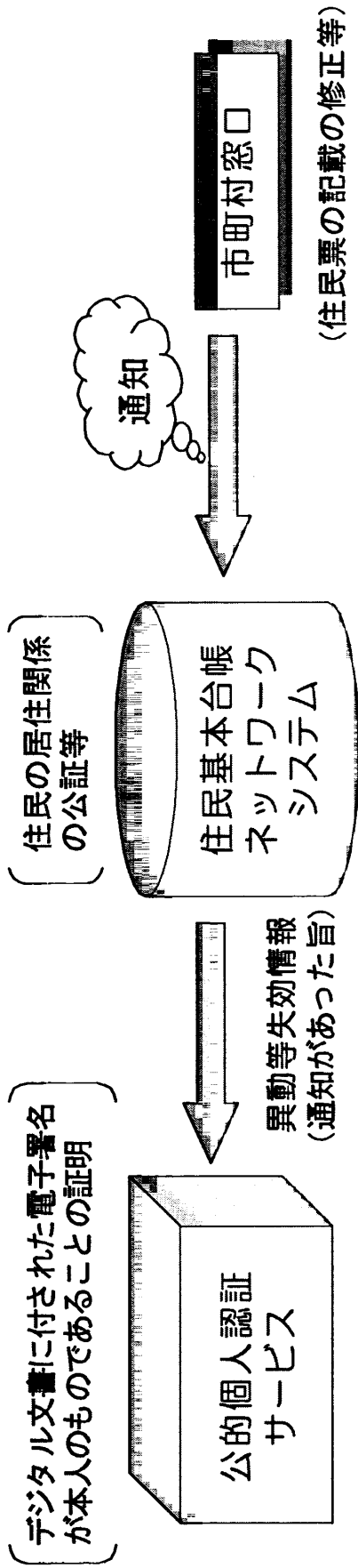
電子署名を利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ(2)



地方公共団体による公的個人認証サービスの概要



公的個人認証サービスと住民基本台帳 ネットワークシステムとの関係



※

異動等失効情報とは、住民基本台帳法の規定による本人確認情報について、住所・氏名の変更又は死亡の事実が生じた場合における当該異動等の事実のみをいい、異動等の内容（新しい住所又は氏名等）及び住民票コードを含まない。
なお、この情報の提供を住民基本台帳ネットワークシステムから受けることにより、

- ① 公的個人認証サービスのシステム側で、住所異動等に係る個人情報の収集をせずに適確な失効情報を作成すること、
- ② 住所等電子証明書記載事項の変更があった場合に、利用者及び市町村の担当者は、公的個人認証サービス側には申告を行う必要がなく、利用者の利便性の向上・市町村都道府県の事務の省力化に資すること、
- ③ 失効情報作成の正確性が向上すること、
等が可能となる。

- ・住所の変更
- ・氏名の変更
- ・死亡の事実

